

天神川水系河川整備計画

【大臣管理区間】

（変更）

（原案）

令和5年11月

国土交通省 中国地方整備局

天神川水系河川整備計画

【大臣管理区間】

（変更案）（案）

令和6年1月

国土交通省 中国地方整備局

天神川水系河川整備計画（変更）（原案）と天神川水系河川整備計画（変更案）（案）の本文対比表

天神川水系河川整備計画（変更）（原案）

天神川水系河川整備計画（変更案）（案）

— 目 次 —

1. 天神川水系の概要	1
1.1 流域及び河川の概要	1
1.1.1 流域の概要	1
1.1.2 地形と地質	2
1.1.3 気候、気象	3
1.1.4 人口及び産業	4
1.2 過去の水害	5
1.3 治水事業の経緯	6
2. 天神川の現状と課題	9
2.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する現状と課題	9
2.1.1 天神川の特徴	9
2.1.2 洪水対策の現状	10
2.1.3 近年の豪雨で明らかとなった課題	11
2.1.4 気候変動の影響による課題	12
2.1.5 天神川水系の災害リスクの特徴	14
2.1.6 危機管理	15
2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する現状と課題	16
2.2.1 状況	16
2.2.2 利水の現状	17
2.2.3 渇水の現状	17
2.3 河川環境の整備と保全に関する現状と課題	18
2.3.1 自然環境	18
2.3.2 河川利用	23
2.3.3 景観	25
2.3.4 水質	26
2.4 河川維持管理に関する現状と課題	29
2.5 地域との連携に関する現状と課題	31
3. 計画概要	32
3.1 河川整備の基本理念	32
3.2 河川整備の計画対象区間	33
3.3 河川整備の計画対象期間	34
4. 河川整備計画の目標に関する事項	35
4.1 洪水等による災害の発生防止又は軽減に関する事項	35
4.1.1 目標設定の背景	35
4.1.2 整備の目標	36
4.1.3 施設の能力を上回る洪水への対応	38

1. 天神川水系の概要	1
1.1 流域及び河川の概要	1
1.1.1 流域の概要	1
1.1.2 地形と地質	2
1.1.3 気候、気象	3
1.1.4 人口及び産業	4
1.2 過去の水害	5
1.3 治水事業の経緯	6
2. 天神川の現状と課題	9
2.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する現状と課題	9
2.1.1 天神川の特徴	9
2.1.2 洪水対策の現状	10
2.1.3 近年の豪雨で明らかとなった課題	11
2.1.4 気候変動の影響による課題	12
2.1.5 天神川水系の災害リスクの特徴	14
2.1.6 危機管理	15
2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する現状と課題	16
2.2.1 状況	16
2.2.2 利水の現状	17
2.2.3 渇水の現状	17
2.3 河川環境の整備と保全に関する現状と課題	18
2.3.1 自然環境	18
2.3.2 河川利用	23
2.3.3 景観	25
2.3.4 水質	26
2.4 河川維持管理に関する現状と課題	29
2.5 地域との連携に関する現状と課題	31
3. 計画概要	32
3.1 河川整備の基本理念	32
3.2 河川整備の計画対象区間	33
3.3 河川整備の計画対象期間	34
4. 河川整備計画の目標に関する事項	35
4.1 洪水等による災害の発生防止又は軽減に関する事項	35
4.1.1 目標設定の背景	35
4.1.2 整備の目標	36
4.1.3 施設の能力を上回る洪水への対応	38

4.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	39
4.2.1 目標設定の背景	39
4.2.2 整備の目標	39
4.3 河川環境の整備と保全に関する目標	40
4.3.1 目標設定の背景	40
4.3.2 整備の目標	40
5. 河川の整備の実施に関する事項	43
5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要	43
5.1.1 河川工事の目的	43
5.1.2 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項	44
5.1.3 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	60
5.1.4 河川環境の整備と保全に関する事項	61
5.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所	65
5.2.1 洪水等による被害軽減に関する事項	66
5.2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	77
5.2.3 河川環境の整備と保全に関する事項	77
5.2.4 総合土砂管理	80
6. 天神川流域における流域治水の取組	81
6.1 氾濫をできるだけ防ぐ・減らす対策	84
6.1.1 河川整備計画の目標に向けた河川整備の実施及び河川整備基本方針の見直し	84
6.1.2 既存ダムの洪水調節機能の強化	84
6.1.3 雨水貯留施設の整備	84
6.1.4 水田の貯留機能向上のための田んぼダムの取組推進	84
6.1.5 ため池等の活用	85
6.1.6 遊水機能を有する土地の保全	85
6.1.7 森林の整備・保全	85
6.2 被害対象を減少させるための対策	85
6.2.1 「まちづくり」による水害に強い地域への誘導	85
6.3 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	86
6.3.1 天神川水害タイムライン	86
6.3.2 防災教育の推進	86
6.3.3 住民等への情報伝達手段の強化	87
6.3.4 要配慮者施設等の避難に関する取組	87
6.3.5 防災拠点等の整備	87
7. その他河川整備を総合的に行うために必要な事項	88
7.1 連携と協働	88

4.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	39
4.2.1 目標設定の背景	39
4.2.2 整備の目標	39
4.3 河川環境の整備と保全に関する目標	40
4.3.1 目標設定の背景	40
4.3.2 整備の目標	40
5. 河川の整備の実施に関する事項	43
5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要	43
5.1.1 河川工事の目的	43
5.1.2 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項	44
5.1.3 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	60
5.1.4 河川環境の整備と保全に関する事項	61
5.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所	65
5.2.1 洪水等による被害軽減に関する事項	66
5.2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	77
5.2.3 河川環境の整備と保全に関する事項	77
5.2.4 総合土砂管理	80
6. 天神川流域における流域治水の取組	81
6.1 氾濫をできるだけ防ぐ・減らす対策	84
6.1.1 河川整備計画の目標に向けた河川整備の実施及び河川整備基本方針の見直し	84
6.1.2 既存ダムの洪水調節機能の強化	84
6.1.3 雨水貯留施設の整備	84
6.1.4 水田の貯留機能向上のための田んぼダムの取組推進	84
6.1.5 ため池等の活用	85
6.1.6 遊水機能を有する土地の保全	85
6.1.7 森林の整備・保全	85
6.2 被害対象を減少させるための対策	85
6.2.1 「まちづくり」による水害に強い地域への誘導	85
6.3 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	86
6.3.1 天神川水害タイムライン	86
6.3.2 防災教育の推進	86
6.3.3 住民等への情報伝達手段の強化	87
6.3.4 要配慮者施設等の避難に関する取組	87
6.3.5 防災拠点等の整備	87
7. その他河川整備を総合的に行うために必要な事項	88
7.1 連携と協働	88

天神川水系河川整備計画（変更）（原案）と天神川水系河川整備計画（変更案）（案）の本文対比表

天神川水系河川整備計画（変更）（原案）天神川水系河川整備計画（変更案）（案）

7.2 情報の共有化.....	88
7.3 意識の向上.....	89
7.4 社会環境の変化への対応.....	89
7.5 カーボンニュートラルに向けた取組.....	89
7.6 デジタル・トランスフォーメーション（DX）等の新たな取り組みの推進.....	89

7.2 情報の共有化.....	88
7.3 意識の向上.....	89
7.4 社会環境の変化への対応.....	89
7.5 カーボンニュートラルに向けた取組.....	89
7.6 デジタル・トランスフォーメーション（DX）等の新たな取り組みの推進.....	89

2.1.6 危機管理

1 近年では全国的に降雨が短時間に
 2 集中する傾向が見られ、天神川におい
 3 ても平成10年(1998年)10月の集中
 4 豪雨による洪水では急激な水位上昇
 5 が発生しており、このような出水で
 6 は、水防体制をとることができま
 7 8 の時間が限られることとなります。
 9 さらに、近年では堤防の決壊等の重
 10 大な災害が発生していないため、若い
 11 世代を中心に防災意識の低下傾向や
 12 高齢化の進行により災害時要援護者
 13 が増加していることから、避難に要
 14 する時間の長期化が懸念されるよう
 15 になってきています。
 16 このため、洪水時等に十分な水防体制を取るため、雨量・水位等の情報を関係機関
 17 と共有し、また、毎年、水防関係機関による「天神川圏域水防連絡会」、「水防訓練」、
 18 「地域住民への防災に対する意識啓発活動」等を行っています。
 19 今後このような活動等を行うことにより、洪水被害の軽減に努める必要がありま
 20 す。

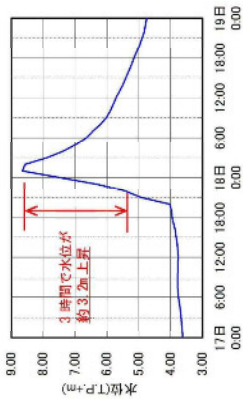


図 2.1.6 平成10年(1998年)10月洪水による
水位の時間変化(小田)



倉吉市内の天神川河川敷で行われた水防演習の様子

21
22
23

2.1.6 危機管理

1 近年では全国的に降雨が短時間に集中する傾向が見られ、天神川においても平成10
 2 年(1998年)10月の集中豪雨による洪水では急激な水位上昇が発生しており、このよ
 3 うな出水では、水防体制をとることができなくなるまでの時間が限られることになりま
 4 5 さらには、近年では堤防の決壊等の重大な災害が発生していないため、若い世代を中
 6 心に防災意識の低下傾向や高齢化の進行により災害時要援護者が増加していること
 7 から、避難に要する時間の長期化が懸念されるようになってきています。
 8 このため、洪水時等に十分な水防体制を取るため、雨量・水位等の情報を関係機関
 9 と共有し、また、毎年、水防関係機関による「天神川圏域水防連絡会」、「水防訓練」、
 10 「地域住民への防災に対する意識啓発活動」等を行っています。
 11 今後このような活動等を行うことにより、洪水被害の軽減に努める必要がありま
 12 す。
 13 また、地震・津波が発生した場合に対応するため、供用期間中に発生する確率が高
 14 い地震動及び現在から将来にわたって考えられる最大級の揺さを持つ地震動に対し、
 15 保持すべき性能を確保するため、河川管理施設の耐震性能照査を実施のうえ、必要な
 16 耐震対策を実施します。また、地震により被害が発生した場合には、迅速に機能の回
 17 復を図ります。
 18 さらに、津波が発生した場合、河川を遡上する津波による河川利用者の被災、樋門
 19 からの逆流等による周辺地域における浸水被害の発生が想定されます。このため、津
 20 波の河川遡上時に、河川利用者や地域住民、関係自治体への迅速な情報提供の検討を
 21 行うとともに、自動化・遠隔化等により的確な樋門操作を実施します。

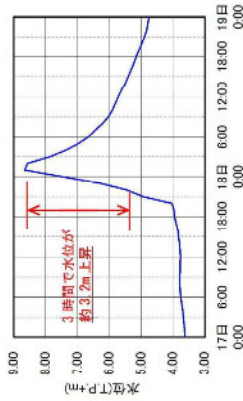


図 2.1.6 平成10年(1998年)10月洪水
による水位の時間変化(小田)



倉吉市内の天神川河川敷で
行われた水防演習の様子

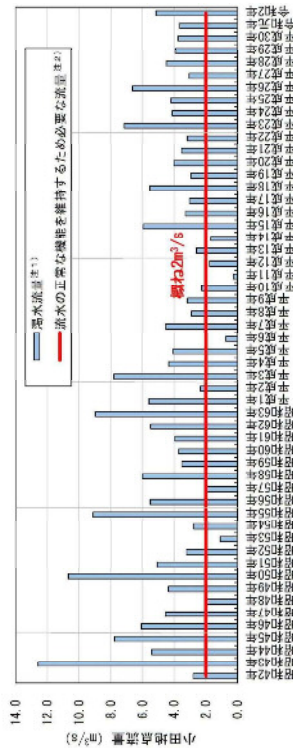
1 2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する現状と課題

2 2.2.1 流況

3 天神川流域は降雨量が全国平均より多く、周辺を1,200~1,500m級の山々で囲まれ、
4 雪解け水も多くなっています。

5 小田地点の流況をみると、10年に1回程度の頻度で発生すると考えられる濁水流
6 量(基準濁水流量)^{注1)}は1.8m³/sであり、流水の正常な機能を維持するため必要な
7 流量^{注2)}(小田地点:概ね2m³/s)と同程度となっています。しかしながら、濁水流量
8 は減少傾向がみられるため、今後河川流量の減少により濁水による被害が発生する恐
9 れがあります。

10



11

図 2.2.1 天神川小田地点における濁水流量の経年変化

資料：流量年表、水文水质データベース

12

13

14

15

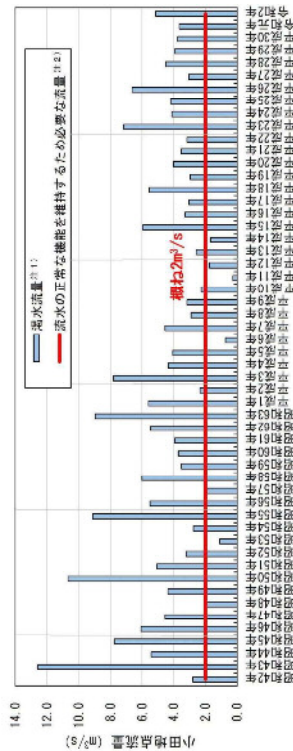
1 2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する現状と課題

2 2.2.1 流況

3 天神川流域は降雨量が全国平均より多く、周辺を1,200~1,500m級の山々で囲まれ、
4 雪解け水も多くなっています。

5 小田地点の流況をみると、10年に1回程度の頻度で発生すると考えられる濁水流
6 量(基準濁水流量)^{注1)}は1.8m³/sであり、流水の正常な機能を維持するため必要な
7 流量^{注2)}(小田地点:概ね2m³/s)と同程度となっています。しかしながら、濁水流量
8 は減少傾向がみられるため、今後河川流量の減少により濁水による被害が発生する恐
9 れがあります。

10



11

図 2.2.1 天神川小田地点における濁水流量の経年変化

資料：流量年表、水文水质データベース

12

13

14

15

補足説明を追加

注1) 「濁水流量」とは、1年分の1日平均流量を多い順に並べて、355番目の流量のことを言います。「基準濁水流量」とは、10年に1回程度の濁水年における濁水流量を言います。
注2) 「流水の正常な機能を維持するため必要な流量」とは、動植物の保護、漁業、景観、流水の清潔の保持等を総合的に考慮して定める維持流量及び水利流量から成っています。原則として、「基準濁水流量」が「流水の正常な機能を維持するため必要な流量」を下回らないよう河川の適正な管理に努めます。

- 1 2.3 河川環境の整備と保全に関する現状と課題
- 2 2.3.1 自然環境
- 3 (1) 動植物の生息・生育・繁殖の現状
- 4 1) 天神川水系(大臣管理区間)に生息・生育・繁殖する動植物
- 5 天神川水系(大臣管理区間)では、多様な動植物が確認されており、「河川水辺の国勢調査」で確認されている動植物の種数は表 2.3.1 に示すとおりです。
- 6 また、コアジサシ、サンインコガタスジシマドリジョウ、アオハダトンボ等の貴重種も確認されています。
- 7 なお、鳥取県教育委員会「特別天然記念物オオサンショウウオ調査事業報告書 2007年3月」によると、天神川水系におけるオオサンショウウオの発見・日撃事例も報告されています。

表 2.3.1 天神川水系(大臣管理区間)で確認している動植物の種類

分類群	調査時期	確認種数
植物	令和4年度(2022年度)	124科 732種
哺乳類	平成29年度(2017年度)	5目 12科 17種
鳥類	令和2年度(2020年度)	13目 35科 85種
爬虫類	平成29年度(2017年度)	2目 6科 9種
両生類	平成29年度(2017年度)	2目 4科 10種
魚類	平成30年度(2018年度)	8目 17科 43種
底生動物	平成31年度(2019年度)	28目 117科 319種
陸上昆虫類	平成28年度(2016年度)	17目 242科 1,621種

- 13  コアジサシ
種の保存法：国際希少野生動物種
環境省：VU(絶滅危惧II類)
鳥取県：CR+EN(絶滅危惧I類)
大きな川の中州や河岸、海岸、海岸の砂地や、海岸の貝殻まじりの砂地、埋立地等の地上に生息し、コロコロ一をつくる。
繁殖期が終わって、南方に渡去する前になると、干潟等に大群が集合する。
- 14  アオハダトンボ
環境省：NT(準絶滅危惧)
鳥取県：NT(準絶滅危惧)
成虫は主に平地や丘陵地の抽水植物が繁茂する水質の良い好な雑やかな流れの河川中流域に生息し、幼虫は川岸の抽水植物の水中根や流れにゆらく沈水植物につかまって生活する。分布は局所的。
- 15
- 16
- 17
- 18  サンインコガタスジシマドリジョウ
環境省：EN(絶滅危惧I B類)
鳥取県：NT(準絶滅危惧)
河川の中下流、農業用水路の流れが緩やかで、付近に雑生のある砂地等の水辺環境を好む。
鳥取県内では限られた一級・二級河川中流域の淵尻から平瀬にかけての砂礫地で確認されている。
- 19  コウモリ
環境省：VU(絶滅危惧II類)
鳥取県：CR+EN(絶滅危惧I類)
大きな川の沖合や河川、海岸、海岸の砂地や、海岸の貝殻まじりの砂地、埋立地等の地上に生息し、コロコロ一をつくる。
繁殖期が終わって、南方に渡去する前になると、干潟等に大群が集合する。
- 20
- 21
- 22
- 23
- 24
- 25
- 26
- 27  山荷堂
説明出典：川の生物図典 財団法人リバーフロント整備センター編 平成8年(1996年) 山荷堂
レッドデータブックとっとり(動物編) 平成12年(2000年)3月 鳥取県自然環境調査研究会
- 28
- 29

天神川水系で確認されている代表的な貴重種の例

- 1 2.3 河川環境の整備と保全に関する現状と課題
- 2 2.3.1 自然環境
- 3 (1) 動植物の生息・生育・繁殖の現状
- 4 1) 天神川水系(大臣管理区間)に生息・生育・繁殖する動植物
- 5 天神川水系(大臣管理区間)では、多様な動植物が確認されており、「河川水辺の国勢調査」で確認されている動植物の種数は表 2.3.1 に示すとおりです。
- 6 また、コアジサシ、サンインコガタスジシマドリジョウ、アオハダトンボ等の貴重種も確認されています。
- 7 なお、鳥取県教育委員会「特別天然記念物オオサンショウウオ調査事業報告書 2007年3月」によると、天神川水系におけるオオサンショウウオの発見・日撃事例も報告されています。

表 2.3.1 天神川水系(大臣管理区間)で確認している動植物の種類

分類群	調査時期	確認種数
植物	令和4年度(2022年度)	124科 732種
哺乳類	平成29年度(2017年度)	5目 12科 17種
鳥類	令和2年度(2020年度)	13目 35科 85種
爬虫類	平成29年度(2017年度)	2目 6科 9種
両生類	平成29年度(2017年度)	2目 4科 10種
魚類	平成30年度(2018年度)	8目 17科 43種
底生動物	平成31年度(2019年度)	28目 117科 319種
陸上昆虫類	平成28年度(2016年度)	17目 242科 1,621種

- 13  コアジサシ
種の保存法：国際希少野生動物種
環境省：VU(絶滅危惧II類)
鳥取県：CR+EN(絶滅危惧I類)
大きな川の沖合や河川、海岸、海岸の砂地や、海岸の貝殻まじりの砂地、埋立地等の地上に生息し、コロコロ一をつくる。
繁殖期が終わって、南方に渡去する前になると、干潟等に大群が集合する。
- 14  アオハダトンボ
環境省：NT(準絶滅危惧)
鳥取県：NT(準絶滅危惧)
成虫は主に平地や丘陵地の抽水植物が繁茂する水質の良い好な雑やかな流れの河川中流域に生息し、幼虫は川岸の抽水植物の水中根や流れにゆらく沈水植物につかまって生活する。分布は局所的。
- 15
- 16
- 17
- 18  サンインコガタスジシマドリジョウ
環境省：EN(絶滅危惧I B類)
鳥取県：NT(準絶滅危惧)
河川の中下流、農業用水路の流れが緩やかで、付近に雑生のある砂地等の水辺環境を好む。
鳥取県内では限られた一級・二級河川中流域の淵尻から平瀬にかけての砂礫地で確認されている。
- 19  コウモリ
環境省：VU(絶滅危惧II類)
鳥取県：CR+EN(絶滅危惧I類)
大きな川の沖合や河川、海岸、海岸の砂地や、海岸の貝殻まじりの砂地、埋立地等の地上に生息し、コロコロ一をつくる。
繁殖期が終わって、南方に渡去する前になると、干潟等に大群が集合する。
- 20
- 21
- 22
- 23
- 24
- 25
- 26
- 27  山荷堂
説明出典：川の生物図典 財団法人リバーフロント整備センター編 平成8年(1996年) 山荷堂
レッドデータブックとっとり第3版(2022年改訂) 鳥取県
- 28
- 29

天神川水系で確認されている代表的な貴重種の例

- また、河口部は砂州が発達しており、コアジサシが繁殖している他、ハマベハサミムシ等の河口域特有の昆虫類が生息し、コウボウムギやハマゴウ等の砂丘植物が生育しています。

表 2.3.2 天神川・三徳川の大臣管理区間で確認している主な動植物の重要種

分類群	種名
植物 (令和4年度 (2022年度)調査)	ウマノスズクサ、ホソバミズヒキモ、ホザキノフサモ、シャリンバイ、ミズマツハ、ヒメビシ、カワヂシャ
両生類・爬虫類 哺乳類 (平成29年度 (2017年度)調査)	ニホンヒキガエル、トノサマガエル、ツチガエル、カジカガエル、ニホンスズクサ
鳥類 (令和2年度 (2020年度)調査)	コハクチョウ、ヨシガモ、トモエガモ、オジドリ、ミコアイサ、チュウサギ、イカルチドリ、シロチドリ、ハマシギ、オオセグロカモメ、コアジサシ、ミサゴ、ハイタカ、ノスリ、ハヤブサ、サンショウクイ、コシアカツバメ、セッカ、ホオアカ
魚類 (平成30年度 (2018年度)調査)	スナヤツメ南方種、ニホンウナギ、ドジョウ、サンインコガタスズシマドジョウ、アカザ、ミナメダカ、カマキリ(アユカケ)、カジカ大卵型、カジカ中卵型、オオヨシノボリ
底生動物 (平成31年度 (2019年度)調査)	イシマキガイ、マルタニシ、ヒラマキガイモドキ、アオモンイトトンボ、アオハダトンボ、キイロサナエ、コオイムシ、クチキトビケラ、クロゲンゴロウ、コガタノゲンゴロウ、クビソコガシラミズムシ、スジヒラタガムシ、コガムシ、ヨコモシドロマシ、ケスジドロマシ
陸上昆虫類 (平成28年度 (2016年度)調査)	イソコモリグモ、アオモンイトトンボ、ムスジイトトンボ、アオハダトンボ、シロヘリツチカメムシ、ギンイチモンジセセリ、シルビアシジミ、ジャコウアゲハ本土亜種、ツマグロキチヨウ、キンアツバ、ナカスジキョトウ、コガムシ、ガムシ、ケスジドロマシ、ヤマトアシナガバチ、モンズズメバチ、アカオビケラトリバチ、クロマルハナバチ、マイマイツツハナバチ、カワラハンミョウ*

注) 各分類群の最新の水辺の国勢調査結果に基づく

* カワラハンミョウは、最新の河川水辺の国勢調査では確認されていないが目撃情報がある

3) 小鴨川・国府川の大臣管理区間に生息・生育・繁殖する動植物

- 小鴨川上流部にはカジカガエルやタゴゴガエルが生息し、ミヤマカワトンボ、シマアメンボ等清流の生息種が見られる等、自然環境の豊かな地域のひとつになっています。また、小鴨川・国府川上流～中流部の山林に接する場所にはトキワケリソウやセイハイラン等が見られます。
- 小鴨川と国府川の合流部には広大な河川敷が形成されており、オオヨシキリが生息場として利用されています。また、オオタカやハヤブサといった猛禽類の狩場となっています。



小鴨川上流に生息する
カジカガエル

- また、河口部は砂州が発達しており、コアジサシが繁殖している他、ハマベハサミムシ等の河口域特有の昆虫類が生息し、コウボウムギやハマゴウ等の砂丘植物が生育しています。

最新情報を反映

表 2.3.2 天神川・三徳川の大臣管理区間で確認している主な動植物の重要種

分類群	種名
植物 (令和4年度 (2022年度)調査)	ウマノスズクサ、ホソバミズヒキモ、ホザキノフサモ、シャリンバイ、ミズマツハ、ヒメビシ、カワヂシャ
両生類・爬虫類 哺乳類 (平成29年度 (2017年度)調査)	ニホンヒキガエル、トノサマガエル、 ツチガエル 、 カジカガエル 、ニホンスズクサ、 オオサンショウウオ
鳥類 (令和2年度 (2020年度)調査)	コハクチョウ、ヨシガモ、トモエガモ、オジドリ、ミコアイサ、チュウサギ、イカルチドリ、シロチドリ、ハマシギ、オオセグロカモメ、コアジサシ、ミサゴ、ハイタカ、ノスリ、ハヤブサ、サンショウクイ、コシアカツバメ、セッカ、ホオアカ
魚類 (平成30年度 (2018年度)調査)	スナヤツメ南方種、ニホンウナギ、ドジョウ、サンインコガタスズシマドジョウ、アカザ、ミナメダカ、カマキリ(アユカケ)、 カジカ大卵型 、 カジカ中卵型 、 オオヨシノボリ
底生動物 (平成31年度 (2019年度)調査)	イシマキガイ、マルタニシ、ヒラマキガイモドキ、 アオモンイトトンボ 、 アオハダトンボ 、 キイロサナエ 、 コオイムシ 、 クチキトビケラ 、 クロゲンゴロウ 、 コガタノゲンゴロウ 、 クビソコガシラミズムシ 、 スジヒラタガムシ 、 コガムシ 、 ヒメガムシ 、 ヨコモシドロマシ 、 ケスジドロマシ
陸上昆虫類 (平成28年度 (2016年度)調査)	イソコモリグモ、 アオモンイトトンボ 、 ムスジイトトンボ 、 アオハダトンボ 、 ウデウミヤシサシガメ 、 シロヘリツチカメムシ 、 ギンイチモンジセセリ 、 オオチャヤバネセセリ 、 シルビアシジミ 、 ジャコウアゲハ本土亜種 、 ツマグロキチヨウ 、 キンアツバ 、 ナカスジキョトウ 、 コガムシ 、 ガムシ 、 ヒメガムシ 、 ケスジドロマシ 、 ヤマトアシナガバチ 、 モンズズメバチ 、 アカオビケラトリバチ 、 クロマルハナバチ 、 マイマイツツハナバチ 、 カワラハンミョウ *

注) 各分類群の最新の水辺の国勢調査結果に基づく

* カワラハンミョウは、最新の河川水辺の国勢調査では確認されていないが目撃情報がある

3) 小鴨川・国府川の大臣管理区間に生息・生育・繁殖する動植物

- 小鴨川上流部にはカジカガエルやタゴゴガエルが生息し、ミヤマカワトンボ、シマアメンボ等清流の生息種が見られる等、自然環境の豊かな地域のひとつになっています。また、小鴨川・国府川上流～中流部の山林に接する場所にはトキワケリソウやセイハイラン等が見られます。
- 小鴨川と国府川の合流部には広大な河川敷が形成されており、オオヨシキリが生息場として利用されています。また、オオタカやハヤブサといった猛禽類の狩場となっています。



小鴨川上流に生息する
カジカガエル

1 両河川ともに、水辺から山林までの環境に生育する様々な植物がみられますが、ツ
 2 ルヨシ、ヨシ・オギ等のイネ科草本群落は優占して繁茂しています。水際部のツルヨ
 3 シ帯ではスナヤツメ等が生育し、緩やかな流れにはギンブナやカワムツ、カマツ
 4 カ、ドジョウ等が生育し、ゲンジボタル幼虫の餌となるカワニナも多数生育していま
 5 す。



優占して繁茂する
イネ科草本のツルヨシ



水際部のツルヨシ帯に生息する
スナヤツメ

13 また、よどみやワンド、たまり等の止水域にはミクリが生育する他、コオイムシや
 14 コガタノゲンゴロウ等の水生生物の良好な生息環境や越冬地となっており、水際の植
 15 生帯は鳥類の営巣場所にも利用されています。

表 2.3.3 小鴨川・国府川の大臣管理区間で確認している主な動植物の重要種

分類群	確認種
植物 (令和4年度 (2022年度)調査)	ウマノズクサ、エビモ、ミクリ、サツマシゲ、ナガミノツルケマン、スズサイ コ、カワチシヤ
両生類・爬虫類 ・哺乳類 (平成29年度 (2017年度)調査)	アカハライモリ、トノサマガエル、ツチガエル、カジカガエル
鳥類 (令和2年度 (2020年度)調査)	ヨシガモ、トモエガモ、チュウササギ、イカルチドリ、オオタカ、ノスリ、ハヤブ サ、コシアカツバメ、セッカ
魚類 (平成30年度 (2018年度)調査)	スナヤツメ南方種、ドジョウ、アカザ、サクラマス(ヤマメ)、ミナミメダカ、カ ジカ大卵型、オオヨシノボリ
底生動物 (平成31年度 (2019年度)調査)	モノアラガイ、ヒラマキガイモドキ、ミドリビレ、アオモンイトトンボ、コオイ ムシ、クチキトビケラ、クロゲンゴロウ、コガタノゲンゴロウ、クビボソコガシ ラミズムシ、スジヒラタガムシ、コガムシ、ガムシ
陸上昆虫類 (平成28年度 (2016年度)調査)	アオハダトンボ、ヒメアカネ、ヤマトフキバツタ、クチキトビケラ、ギンイチモ ンジセリ、シルビアシジミ、ジャコウアゲハ本土亜種、ギフチヨウ、ツマグロ キチヨウ、キシタアツバ、クロゲンゴロウ、コガタノゲンゴロウ、クビボソコガ シラミズムシ、コガムシ、ガムシ、ジョウカイイボン西日本亜種、ヤマトアシナガ バチ、アオスジクモバチ

18 注) 各分類群の最新の水辺の国勢調査結果に基づく

19 ※ オオササンショウウオは、最新の河川水辺の国勢調査では確認されていないが目撃情報がある

20

1 両河川ともに、水辺から山林までの環境に生育する様々な植物がみられますが、ツ
 2 ルヨシ、ヨシ・オギ等のイネ科草本群落は優占して繁茂しています。水際部のツルヨ
 3 シ帯ではスナヤツメ等が生育し、緩やかな流れにはギンブナやカワムツ、カマツ
 4 カ、ドジョウ等が生育し、ゲンジボタル幼虫の餌となるカワニナも多数生育していま
 5 す。



優占して繁茂する
イネ科草本のツルヨシ



水際部のツルヨシ帯に生息する
スナヤツメ

13 また、よどみやワンド、たまり等の止水域にはミクリが生育する他、コオイムシや
 14 コガタノゲンゴロウ等の水生生物の良好な生息環境や越冬地となっており、水際の植
 15 生帯は鳥類の営巣場所にも利用されています。

表 2.3.3 小鴨川・国府川の大臣管理区間で確認している主な動植物の重要種

分類群	確認種
植物 (令和4年度 (2022年度)調査)	ウマノズクサ、エビモ、ミクリ、サツマシゲ、ナガミノツルケマン、スズサイ コ、カワチシヤ
両生類・爬虫類 ・哺乳類 (平成29年度 (2017年度)調査)	アカハライモリ、トノサマガエル、 ツチガエル 、 カジカガエル 、 オオササンショウ ウオ
鳥類 (令和2年度 (2020年度)調査)	ヨシガモ、トモエガモ、 チュウササギ 、イカルチドリ、オオタカ、ノスリ、ハヤブ サ、コシアカツバメ、セッカ
魚類 (平成30年度 (2018年度)調査)	スナヤツメ南方種、ドジョウ、アカザ、サクラマス(ヤマメ)、ミナミメダカ、カ ジカ大卵型、オオヨシノボリ
底生動物 (平成31年度 (2019年度)調査)	モノアラガイ、ヒラマキガイモドキ、 カワコザラガイ 、ミドリビレ、 アオモンイト トンボ 、 コオイムシ 、 タイコウチ 、 クチキトビケラ 、 クロゲンゴロウ 、 コガタ ノゲンゴロウ 、 クビボソコガシラミズムシ 、 スジヒラタガムシ 、 コガムシ 、 ガム シ 、 ヒメガムシ
陸上昆虫類 (平成28年度 (2016年度)調査)	アオハダトンボ、ヒメアカネ、ヤマトフキバツタ、クチキトビケラ、ギンイチモ ンジセリ、 オオチャバネセリ 、シルビアシジミ、ジャコウアゲハ本土亜種、 ギフチヨウ、ツマグロキチヨウ、 キマダラコヤガ 、 キシタアツバ 、 ナカスジキ トウ 、 クロゲンゴロウ 、 コガタノゲンゴロウ 、 クビボソコガシラミズムシ 、 コガ ムシ 、 ガムシ 、 ヒメガムシ 、 ヘイケボタル 、 ジョウカイイボン西日本亜種 、 ヤマト アシナガバチ 、 アオスジクモバチ 、 ホクダイコハナバチ

18 注) 各分類群の最新の水辺の国勢調査結果に基づく

19 ※ オオササンショウウオは、最新の河川水辺の国勢調査では確認されていないが目撃情報がある

20

3) 水域の連続性の不足

天神川水系における堤内外を接続する樋門や水路では、水路内の落差や水深不足等により、堤内外を行き来する魚類等の移動の妨げが生じていると考えられます。また、霞堤では、本川との水域の連続性が断絶している箇所が見られます。

4) 重要種等の生息環境の保全

天神川は、冬鳥として渡来するコハクチョウの越冬地として利用されており、生態系ネットワーク保全のため、コハクチョウのねぐらとなる広い水面の確保や、日隠しとなる沿岸の草本や河畔林の適度な保全が必要です。

また、高水敷にはコガタノゲンゴロウの越冬環境となりうるワンド・たまり等が点在しており、河川整備にあたっては、これらの環境の保全・創出に留意が必要です。

2.3.2 河川利用

平成2年(1990年)3月に策定された「天神川水系河川環境管理基本計画」の理念に基づき、天神川水系では河川空間の整備と利活用が続けられています。

天神川・小鴨川の倉吉市街地周辺では広い河川敷が確保され、運動公園や散策道、サイクリングロード等の整備が行われ、盛んに利用されています。特に、天神川と小鴨川の合流点付近の河川敷では、各種イベントが実施され、市民の憩いの場となっています。また、三徳川では河道内の遊歩道が整備され、散策等に利用されています。

環境学習や自然体験活動のフィールドとして、身近に存在し、自然環境が豊かな川への注目が集まっていることから、国土交通省では、水辺での活動を安全かつ充実したものとするために必要な整備を行う「水辺の楽校プロジェクト」を平成8年度(1996年度)より推進しています。天神川水系では、「水辺の楽校」は、平成17年度(2005年度)までに河北(天神川本川)、上小鴨・関金(上小鴨川)、高城(国府川)、大瀬(三徳川)の合計5箇所整備されており、子どもたちの体験学習の場として有意義に活用されています。一方で、地域の担い手の減少等により、利用頻度が少なくなり、施設の維持管理が課題となっています。

また、清澄な水質が保全されていることから、アユ等の釣り場としても利用されています。

このように、天神川では、都市域を流れる下流域では倉吉市民の貴重なオーブンスペースとして



サイクリングロードの利用状況



河川敷の利用状況(飛天夢広場)



上小鴨水辺の楽校での活動の様子



高城水辺の楽校での活動の様子

3) 水域の連続性の不足

天神川水系における堤内外を接続する樋門や水路では、水路内の落差や水深不足等により、堤内外を行き来する魚類等の移動の妨げが生じていると考えられます。また、霞堤では、本川との水域の連続性が断絶している箇所が見られます。

4) 重要種等の生息環境の保全

天神川は、冬鳥として渡来するコハクチョウの越冬地として利用されており、生態系ネットワーク保全のため、コハクチョウのねぐらとなる広い水面の確保や、日隠しとなる沿岸の草本や河畔林の適度な保全が必要です。

また、高水敷にはコガタノゲンゴロウの越冬環境となりうるワンド・たまり等が点在しており、河川整備にあたっては、これらの環境の保全・創出に留意が必要です。

2.3.2 河川利用

平成2年(1990年)3月に策定された「天神川水系河川環境管理基本計画」の理念に基づき、天神川水系では河川空間の整備と利活用が続けられています。

天神川・小鴨川の倉吉市街地周辺では広い河川敷が確保され、運動公園や散策道、サイクリングロード等の整備が行われ、盛んに利用されています。特に、天神川と小鴨川の合流点付近の河川敷では、各種イベントが実施され、市民の憩いの場となっています。また、三徳川では河道内の遊歩道が整備され、散策等に利用されています。

環境学習や自然体験活動のフィールドとして、身近に存在し、自然環境が豊かな川への注目が集まっていることから、国土交通省では、水辺での活動を安全かつ充実したものとするために必要な整備を行う「水辺の楽校プロジェクト」を平成8年度(1996年度)より推進しています。天神川水系では、「水辺の楽校」は、平成17年度(2005年度)までに河北(天神川本川)、上小鴨・関金(上小鴨川)、高城(国府川)、大瀬(三徳川)の合計5箇所整備されており、子どもたちの体験学習の場として有意義に活用されています。一方で、地域の担い手の減少等により、利用頻度が少なくなり、施設の維持管理が課題となっています。

また、清澄な水質が保全されていることから、アユ等の釣り場としても利用されています。

コアジサシに関する記載を追加



サイクリングロードの利用状況



河川敷の利用状況(飛天夢広場)



上小鴨水辺の楽校での活動の様子



4.3 河川環境の整備と保全に関する目標

4.3.1 目標設定の背景

倉吉市街地に隣接する広い河川敷は都市部の貴重なオープンスペースであり市民の憩いの場やイベント、スポーツの会場として利用されています。また、流域内の5箇所に設置された「水辺の楽校」では、子どもたちが水辺学習等を実施しています。このような天神川と人々との関わりに配慮しながら、流域の歴史・文化・風土に深く根ざしている天神川の現状を踏まえ、川づくりにあたっての基本理念を実現するため、豊かな自然が織りなす良好な河川景観、清らかな水の流れの保全を図るとともに、多様な動植物が生息・生育・繁殖する天神川の豊かな自然環境を次代に継承します。このため、河川環境の整備と保全が適切に行われるよう、空間管理等の目標を定め、地域住民や関係機関と連携しながら地域づくりに資する川づくりを推進していく必要があります。

4.3.2 整備の目標

(1) 自然環境

自然環境が有する多様な機能を活かす流域治水におけるグリーンインフラ^{注1)}の観点から、治水対策を適切に組み合わせることで、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりに関係機関と連携して推進します。天神川水系においては、河道掘削、堤防侵食対策、河岸侵食対策等の河川整備にあたり、自然裸地、水生植物帯、瀬・淵、ワンド・たまり等の積極的な保全・創出を行うことで、多様な動植物の良好な生息・生育・繁殖環境を保全・創出します。取水堰等の横断工作物については、施設管理者と調整を図りながら、堰改築等の機会に合わせて、堰の構造の工夫等によりアユやヤマメ(サクラマス)等の回遊性魚類をばはじめ、年間を通して様々な生物の遡上・降下環境の改善を目指します。

新たな自然環境の変化により、動植物の良好な生息・生育・繁殖環境の保全・創出の必要が生じた場合は、自然再生計画を策定し、取組を行います。また、生態系ネットワークの形成に向けて、流域のコハクチョウの生息環境等の保全や創出を図るほか、まちづくりと連携した地域経済の活性化や賑わいの創出を図ります。

(2) 河川の空間利用

日常生活の中の散策や運動のできる貴重な空間として、また時にはイベントの会場としても多くの人々から親しまれ、愛されている現在の天神川の特性を踏まえ、整備にあたっては、次のとおり目標を定めます。

注1) グリーンインフラ：社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能(生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等)を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりに進めるもの。

4.3 河川環境の整備と保全に関する目標

4.3.1 目標設定の背景

倉吉市街地に隣接する広い河川敷は都市部の貴重なオープンスペースであり市民の憩いの場やイベント、スポーツの会場として利用されています。また、流域内の5箇所に設置された「水辺の楽校」では、子どもたちが水辺学習等を実施しています。このような天神川と人々との関わりに配慮しながら、流域の歴史・文化・風土に深く根ざしている天神川の現状を踏まえ、川づくりにあたっての基本理念を実現するため、豊かな自然が織りなす良好な河川景観、清らかな水の流れの保全を図るとともに、多様な動植物が生息・生育・繁殖する天神川の豊かな自然環境を次代に継承します。このため、河川環境の整備と保全が適切に行われるよう、空間管理等の目標を定め、地域住民や関係機関と連携しながら地域づくりに資する川づくりを推進していく必要があります。

4.3.2 整備の目標

(1) 自然環境

自然環境が有する多様な機能を活かす流域治水におけるグリーンインフラ^{注1)}の観点から、治水対策を適切に組み合わせることで、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりに関係機関と連携して推進します。天神川水系においては、河道掘削、堤防侵食対策、河岸侵食対策等の河川整備にあたり、自然裸地、水生植物帯、瀬・淵、ワンド・たまり等の積極的な保全・創出を行うことで、多様な動植物の良好な生息・生育・繁殖環境を保全・創出します。取水堰等の横断工作物については、施設管理者と調整を図りながら、堰改築等の機会に合わせて、堰の構造の工夫等によりアユやヤマメ(サクラマス)等の回遊性魚類をばはじめ、年間を通して様々な生物の遡上・降下環境の改善を目指します。

新たな自然環境の変化により、動植物の良好な生息・生育・繁殖環境の保全・創出の必要が生じた場合は、自然再生計画を策定し、取組を行います。また、生態系ネットワークの形成に向けて、流域のコハクチョウの生息環境等の保全や創出を図るほか、まちづくりと連携した地域経済の活性化や賑わいの創出を図ります。

(2) 河川の空間利用

日常生活の中の散策や運動のできる貴重な空間として、また時にはイベントの会場としても多くの人々から親しまれ、愛されている現在の天神川の特性を踏まえ、整備にあたっては、次のとおり目標を定めます。

注1) グリーンインフラ：社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能(生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等)を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりに進めるもの。

表現の修正

1 このため、河床掘削箇所の再堆積や河床の深掘れによる河道および河川管理施設への支障が生じないよう、定期的に河川巡視や定期縦横断面測量等を行い、河川の上砂堆積、河床低下等の状況を把握し、護岸等の機能に支障が生じた場合は補修等適切に対応を図ります。

2 さらに、水系全体の土砂管理の一環として、関係機関と調整を図りつつ、砂防堰堤の改良等を実施していきます。

3 一方、土砂堆積によって河川水が流れる断面積が不足する箇所に対しては、必要に応じて掘削等を実施します。さらに、河床掘削に際しては、瀬や淵の保全に努め、水際の掘削面の勾配を緩やかにし、一部に浅瀬を残す他、陸域の生物も含め、多様な動植物の生息・生育・繁殖環境の保全と創出を図ります。また、河口砂州については、出水時における河口上流部の水位上昇を防止するため、毎年出水期前に一部掘削を行います。

4 さらに、河川、砂防等の各管理者や事業者等が連携しながら天神川河道が持つ上砂供給能力を最大限に引き出し、天神川流域からの土砂供給の人為的な減少分の回復に努めるため、砂防堰堤の改良や利水ダムでの堆砂、河口域での浜崖の情報共有等により、水系全体の土砂管理のための検討及び調整を行います。

5 なお、天神川水系の大臣管理区間には、羽合堰、北条用水堰、明源寺堰等の固定堰が多数あります。適切な河床管理をする上で、これらの固定堰が与える土砂挙動への影響を把握するとともに、土砂挙動の予測を行うことは不可欠です。しかし、上流に砂防区域を抱える急流河川である天神川水系においては、土砂挙動について解明されていない点が多く、予測精度の向上が課題となっています。よって、適切な河床管理を行うために、土砂挙動の解明に向けて土砂移動の調査及び検討を継続していきます。

(6) 気候変動による影響のモニタリング

17 気候変動の影響により、今後短時間強雨の発生頻度や大雨による降水量が増加する一方で、無降水日数の増加等が予測されています。これらを踏まえ、流域の降水量とその特性、流量等についてモニタリングを実施し、長年のデータ蓄積に努めます。また、その蓄積されたデータ等を活用し、定期的に分析・評価を実施します。

(7) 河川管理施設(構造物)の維持管理

18 堰や排水門、排水ポンプ場等の河川管理施設が所要の機能を発揮できるよう、平常時の河川巡視による目視点検等で施設の損傷等の変状を早期に発見するように努めます。また、ゲート操作等に係わる機械設備、電気設備を点検・調査し、施設の状態を適切に評価・把握します。さらに、施設の損傷、劣化等の変状が確認された場合は、迅速かつ効率的な補修を実施します。

19 また、多くの排水門の操作は、施設の近隣に居住する住民に管理を委託しています。しかし、今後排水門の操作員の高齢化や人員不足等が予測されるため、遠隔操作、ゲートの自動化等のバックアップ体制を整備し、確



排水門の点検状況

1 このため、河床掘削箇所の再堆積や河床の深掘れによる河道および河川管理施設への支障が生じないよう、定期的に河川巡視や定期縦横断面測量等を行い、河川の上砂堆積、河床低下等の状況を把握し、護岸等の機能に支障が生じた場合は補修等適切に対応を図ります。

2 さらに、水系全体の土砂管理の一環として、関係機関と調整を図りつつ、砂防堰堤の改良等を実施していきます。

3 一方、土砂堆積によって河川水が流れる断面積が不足する箇所に対しては、必要に応じて掘削等を実施します。さらに、河床掘削に際しては、瀬や淵の保全に努め、水際の掘削面の勾配を緩やかにし、一部に浅瀬を残す他、陸域の生物も含め、多様な動植物の生息・生育・繁殖環境の保全と創出を図ります。また、河口砂州については、出水時における河口上流部の水位上昇を防止するため、毎年出水期前に河川の状態に応じて一部掘削を行います。

4 さらに、河川、砂防等の各管理者や事業者等が連携しながら天神川河道が持つ上砂供給能力を最大限に引き出し、天神川流域からの土砂供給の人為的な減少分の回復に努めるため、砂防堰堤の改良や利水ダムでの堆砂、河口域での浜崖の情報共有等により、水系全体の土砂管理のための検討及び調整を行います。

5 なお、天神川水系の大臣管理区間には、羽合堰、北条用水堰、明源寺堰等の固定堰が多数あります。適切な河床管理をする上で、これらの固定堰が与える土砂挙動への影響を把握するとともに、土砂挙動の予測を行うことは不可欠です。しかし、上流に砂防区域を抱える急流河川である天神川水系においては、土砂挙動について解明されていない点が多く、予測精度の向上が課題となっています。よって、適切な河床管理を行うために、土砂挙動の解明に向けて土砂移動の調査及び検討を継続していきます。

(6) 気候変動による影響のモニタリング

17 気候変動の影響により、今後短時間強雨の発生頻度や大雨による降水量が増加する一方で、無降水日数の増加等が予測されています。これらを踏まえ、流域の降水量とその特性、流量等についてモニタリングを実施し、長年のデータ蓄積に努めます。また、その蓄積されたデータ等を活用し、定期的に分析・評価を実施します。

(7) 河川管理施設(構造物)の維持管理

18 堰や排水門、排水ポンプ場等の河川管理施設が所要の機能を発揮できるよう、平常時の河川巡視による目視点検等で施設の損傷等の変状を早期に発見するように努めます。また、ゲート操作等に係わる機械設備、電気設備を点検・調査し、施設の状態を適切に評価・把握します。さらに、施設の損傷、劣化等の変状が確認された場合は、迅速かつ効率的な補修を実施します。

19 また、多くの排水門の操作は、施設の近隣に居住する住民に管理を委託しています。しかし、今後排水門の操作員の高齢化や人員不足等が予測されるため、遠隔操作、ゲートの自動化等のバックアップ体制を整備し、確



排水門の点検状況

1 実な河川管理施設の操作が行なわれるように努めます。
 2 なお、許可工作物についても、河川管理施設と同様に施設の適切な維持管理を施設
 3 管理者に指導します。また、河川巡視において変状が確認された場合、速やかに施設
 4 管理者に連絡し、適切な補修、整備を指導します。

6 (8) 水防体制の充実・強化

7 1) 災害時の対応

8 河川管理施設の状態や異常発生の有無を把握するため、洪水や地震等の災害発生時
 9 及び河川に異常が発生した場合又はそのおそれのある場合は、迅速かつ的確な巡視を
 10 行います。

12 2) 水防体制

13 地域住民、水防団、自治体、河川管理者等が、自助、共助、公助の連携、協働を踏
 14 まえつつ、洪水時に的確に行動し、被害をできるだけ軽減するための防災体制や連絡
 15 体制の一層の強化を図ります。

16 このため、洪水時の河川の状況を迅速かつ的確に把握して、水防活動や避難等を効
 17 果的に行うため、普段から河川管理者が有する雨量や水位等の河川情報をより分かり
 18 やすい情報として伝達するとともに、地
 19 域の実情に詳しい方等から内水の状況
 20 等現地の状況等を聞き取り、様々な情報
 21 を共有する体制の確立に努めます。

22 また、地域住民、自主防災組織、民間
 23 団体等が災害時に行う水災防止活動を
 24 可能な限り支援するよう努めます。
 25 さらに、災害時における水防活動や災
 26 害復旧の拠点として、水防作業ヤードや
 27 土砂、土のう袋等の緊急用資機材の備蓄
 28 基地を整備します。

30 3) 水防団等との連携

31 洪水時の水防活動は水防団が主体となり実施してい
 32 ます。水防活動を迅速かつ円滑に行うため、その主体と
 33 なる自治体と関係機関、河川管理者からなる「天神川圏
 34 域水防連絡会」を定期的に開催し、連絡体制の充実を
 35 要水防箇所の合同巡視、水防訓練等水防体制の充実を
 36 図ります。また、土砂、土嚢袋等の水防資機材の備蓄状
 37 況等関連する情報について共有化を図ります。

38
39



天神川河川防災ステーション
(平成27年(2015年)3月完成)



水防活動訓練の様子

1 実な河川管理施設の操作が行なわれるように努めます。
 2 なお、許可工作物についても、河川管理施設と同様に施設の適切な維持管理を施設
 3 管理者に指導します。また、河川巡視において変状が確認された場合、速やかに施設
 4 管理者に連絡し、適切な補修、整備を指導します。

6 (8) 水防体制の充実・強化

7 1) 災害時の対応

8 河川管理施設の状態や異常発生の有無を把握するため、洪水や地震等の災害発生時
 9 及び河川に異常が発生した場合又はそのおそれのある場合は、迅速かつ的確な巡視を
 10 行います。

11 また、洪水時には樋門、樋管、排水ポンプ場等の河川管理施設を確実に操作して、
 12 被害発生の未然防止、又は軽減に努めています。

13 さらに、堤防の決壊や越水、又は内水氾濫による居住地での浸水被害が発生した時
 14 には、関係機関と協力し水防活動と合わせて、排水ポンプ車等を機動的に活用し、被
 15 害の軽減に努めています。

17 2) 水防体制

18 地域住民、水防団、自治体、河川管理者等が、自助、共助、公助の連携、協働を踏
 19 まえつつ、洪水時に的確に行動し、被害をできるだけ軽減するための防災体制や連絡
 20 体制の一層の強化を図ります。

21 このため、洪水時の河川の状況を迅速かつ的確に把握して、水防活動や避難等を効
 22 果的に行うため、普段から河川管理者が有する雨量や水位等の河川情報をより分かり
 23 やすい情報として伝達するとともに、地
 24 域の実情に詳しい方等から内水の状況
 25 等現地の状況等を聞き取り、様々な情報
 26 を共有する体制の確立に努めます。

27 また、地域住民、自主防災組織、民間
 28 団体等が災害時に行う水災防止活動を
 29 可能な限り支援するよう努めます。
 30 さらに、災害時における水防活動や災
 31 害復旧の拠点として、水防作業ヤードや
 32 土砂、土のう袋等の緊急用資機材の備蓄
 33 基地を整備します。

天神川河川防災ステーション
(平成27年(2015年)3月完成)

(2) 河川空間の適正な利用

1 河川空間の保全と利用に当たっては、治
2 水、利水及び動植物の生息・生育・繁殖環境、
3 景観等の調和を図り、現状の利用状況や将来
4 の利用への要望等との整合を踏まえ、河川空
5 間の適正な利用が図られるよう環境管理基
6 本計画において、ゾーンを定め管理を行いま
7 す。河川空間の利用の要望の把握は、「川の
8 通信簿調査」や「河川空間利用実態調査」等
9 の実施により、利用状況を定期的に評価、分
10 析し、利用を促進する取り組みを関係自治体
11 等と連携を図り、実施します。



天神川 河北水辺の乗校

13 現在、水辺の乗校は、地域住民の憩いの場や自然体験学習の場として利用されてお
14 り、引き続きこれららの機能の確保及び、環境学習等の利用を促進する必要があります。
15 このため、関係自治体等との連携を図りながら、地域住民と河川管理者が協働して維
16 持管理活動を実施したり、子どもたちの水生生物や水質調査の場としての利用促進を
17 図れるよう情報提供や安全性の確保に努めます。
18 なお、河川敷地の良好な環境を保つためには、占用地の維持管理が適切に行われる
19 ことが必要であり、その占用者に対しては安全面での管理体制、緊急時における通報
20 連絡体制の確立等適正な維持管理の徹底を図ります。

21 さらに、水防活動等の利用のため、必要に応じて河道内への坂路の設置に努めます。

1) 安全な利用についての配慮

24 水質事故防止には、地域住民の意識の向上が不可欠であり、地域住民、関係機関等
25 と連携して水質事故防止に向けた取り組みを行います。また、定期的に水質事故対応
26 に必要な資機材の保管状況を点検し、不足の資機材は補充します。

2) 不正行為の防止

28 河川敷地の不法占用や無許可または許可基準に反する工作物や大規模な捨土、不法
29 盛土や掘削等は、河川管理施設への影響が生じる他、河川景観を損ないます。さらに、
30 廃棄物の投棄は、河川の自然破壊にもつながる他、洪水時に下流へ流出し海浜環境へ
31 も影響を及ぼします。これら違法行為の発見、是正措置のため、日頃より、河川に設
32 置している河川監視カメラを活用し監視するとともに、定期的な巡視による監視を行
33 い、関係自治体、警察、自治会等と日頃より連携を取って是正措置を講じ、発生の防
34 止に努めます。

(2) 河川空間の適正な利用

1 河川空間の保全と利用に当たっては、治
2 水、利水及び動植物の生息・生育・繁殖環境、
3 景観等の調和を図り、親水公園や散策道、サ
4 イクリングロード等の現状の利用状況や将
5 来の利用への要望等との整合を踏まえ、河川
6 空間の適正な利用が図られるよう環境管理
7 基本計画において、ゾーンを定め管理を行
8 います。河川空間の利用の要望の把握は、「川
9 の通信簿調査」や「河川空間利用実態調査」
10 等の実施により、利用状況を定期的に評価、
11 分析し、利用を促進する取り組みを関係自治体等と連携を図り、**実施**します。



天神川 河北水辺の乗校

13 現在、水辺の乗校は、地域住民の憩いの場や自然体験学習の場として利用されてお
14 り、引き続きこれららの機能の確保及び、環境学習等の利用を促進する必要があります。
15 このため、関係自治体等との連携を図りながら、地域住民と河川管理者が協働して維
16 持管理活動を実施したり、子どもたちの水生生物や水質調査の場としての利用促進を
17 図れるよう情報提供や安全性の確保に努めます。
18 なお、河川敷地の良好な環境を保つためには、占用地の維持管理が適切に行われる
19 ことが必要であり、その占用者に対しては安全面での管理体制、緊急時における通報
20 連絡体制の確立等適正な維持管理の徹底を図ります。

21 さらに、水防活動等の利用のため、必要に応じて河道内への坂路の設置に努めます。

1) 安全な利用についての配慮

24 水質事故防止には、地域住民の意識の向上が不可欠であり、地域住民、関係機関等
25 と連携して水質事故防止に向けた取り組みを行います。また、定期的に水質事故対応
26 に必要な資機材の保管状況を点検し、不足の資機材は補充します。

2) 不正行為の防止

28 河川敷地の不法占用や無許可または許可基準に反する工作物や大規模な捨土、不法
29 盛土や掘削等は、河川管理施設への影響が生じる他、河川景観を損ないます。さらに、
30 廃棄物の投棄は、河川の自然破壊にもつながる他、洪水時に下流へ流出し海浜環境へ
31 も影響を及ぼします。これら違法行為の発見、是正措置のため、日頃より、河川に設
32 置している河川監視カメラを活用し監視するとともに、定期的な巡視による監視を行
33 い、関係自治体、警察、自治会等と日頃より連携を取って是正措置を講じ、発生の防
34 止に努めます。